

と畜場における家畜の取扱いに関する国内外の規定

佐藤 博[†] (新潟県長岡食肉衛生検査センター)

Animal welfare の世界的な向上については、世界動物保健機関 (World Organisation for Animal Health) がその役割を担っている。この名称は、2003年に国際獣疫事務局 (Office International des Epizooties) につけられた英語の名称で、その後広く用いら

れているが、フランス語名称の Office International des Epizooties の頭字語 OIE は、歴史的な名称の略語として引き続き使用されている [1]。OIE では Animal welfare を、動物が生活し死を迎えるまでの身体的・精神的状態と定義し、5つの自由を指標としている。すなわち、①空腹・渇きからの自由、②不快からの自由、③痛み・損傷・病気からの自由、④正常行動発現への自由、⑤恐怖・苦悩からの自由である [2]。国内では、Animal welfare を動物福祉、家畜福祉などの訳語で、あるいはアニマルウェルフェアと表しているが、本稿では家畜福祉を用いる。

OIE は2005年に「陸生動物衛生規約」の第7部「家畜福祉」の中で、「家畜の陸上輸送」、「家畜の海上輸送」、「家畜のと畜」、「家畜の疾病制御のための殺処分」に関するガイドラインを定めた。その後、「家畜福祉と乳牛生産システム」など畜種ごとのガイドラインを定め、その普及に努めている [2]。わが国では、畜産技術協会が農林水産省の委託を受けて、2011年の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した肉用牛の飼養管理指針」など畜種ごとの飼養管理指針を作成し公表した。その後「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針」、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針」を公表している [3]。このように、生産段階から出荷までの家畜福祉のガイドラインはあるが、と畜場については、その全般を規定するガイドライン等は国内にはない。家畜福祉は、飼養・保管の施設・設備と家畜の取扱いの両面から考えなければならないが、今回、後者に着目し国内外のと畜場における家畜の取扱規定について比較した。

OIEの規定：OIEのと畜場に関する家畜福祉のガイドライン、「家畜のと畜」は牛・水牛・めん羊・山羊・鹿・馬・豚・ダチョウ・家禽などを対象とし、全10条から構成されている。家畜の取扱いについては、おもに第2条「家畜の移動及び取り扱い」、第4条「けい留所における家畜の世話」、第5条「妊娠家畜をと畜する際の胎子の管理」で規定されている。その中から主な取扱規定を抜粋し表にした。

表中の区分「評価と措置」に関しては、①家畜の搬入後に福祉や健康状態を評価する、②怪我や病気の家畜を速やかにと畜する、などが規定されている。「移動させる際の禁止行為」に関しては、家畜がスリップや転倒により怪我をすることがないように、③通常よりも速く歩くことを強要しない、などが規定されている。また、家畜に危害や不必要な苦痛を与えることがないように、⑤～⑨の行為を禁止している。「追い立て器具の使用制限等」に関しては、⑪電気式器具 (電気棒など) はできるだけ使用しない、⑫家畜がその使用に対し反応しない時は繰り返し用いない、⑬電気式器具は成牛と成豚の後躯のみに適用できる、などが規定されている。また、⑭推奨される追い立て器具として、板、旗、プラスチックパドル、フラッパー (革や布の短い紐のついた棒) などを、過度のストレスを与えることがない器具として例示している。「けい留所における家畜の世話」に関しては、⑮常に適切な飲用水を提供する、⑯一定時間 (12時間) ごとに飼料を給与する、⑰高温下では家畜の体をウォータースプレーや扇風機などで冷却する、などの規定がある。なお、⑱泌乳中の家畜は速やかにと殺する、に関しては状況により搾乳すること、⑳輸送中やけい留中に出産した家畜は速やかにと畜する、に関しては新生子に適切なほ乳環境を提供することも規定している。「妊娠家畜と胎子の管理」に関しては、㉑妊娠末期 (妊娠期間の終わりの10%) の家畜は輸送もと畜しないと規定している。しかし、そのような家畜が搬入され、と畜された場合は、㉒胎子は子宮から摘出せず死亡させると規定している。すなわち、胎子が子宮から摘出され、呼吸し蘇生した場合は家畜福祉上の新たな問題が生ずることか

[†] 連絡責任者 (現所属) : 佐藤 博 (公社新潟県獣医師会)

〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2

☎025-284-9298 FAX 025-281-1368

E-mail : hiroshis@js6.so-net.ne.jp

表 と畜場における家畜の取扱いに関する国内外の主な規定

区分	OIEの取扱い規定	EU	米国	日本*
評価と措置	① 家畜の福祉や健康状態を評価する	○	○	
	② 怪我や病気の家畜を速やかにと畜する	△		
移動させる際の禁止行為	③ 通常よりも速く歩くことを強要しない		○	
	④ 他の家畜の上を乗りあげさせ歩かせない			
	⑤ 尾を捻る、折る、目をつかむなどしない	○		
	⑥ 目、口、耳など体の敏感な部分を押さない	○		
	⑦ 放り投げる、落とすなどしない	○		
	⑧ 体の一部で吊り上げ、引きずらない	○		
	⑨ 意識のある家畜を引きずらない	○ ^a	○	
	⑩ 移動の余地がない時は追い立てない	○		
	⑪ 電気式器具はできる限り使用しない	○	○	
追い立て器具の使用制限等	⑫ 家畜の反応がない時は繰り返し用いない	○		
	⑬ 電気式器具は成牛と成豚のみに適用する	○		
	⑭ 推奨される追い立て器具の例示			
	⑮ 敏感な部分を押ししたり、痛みを加えない	○		
	⑯ 尖った棒など痛みを与える器具を用いない	○	○	
	⑰ 大声や大きな物音で追い立てない			
	⑱ 常に適切な飲用水を提供する	○	○	△
けい留所における世話	⑲ 一定時間ごとに飼料を給与する (12h)	12h	24h	△
	⑳ 高温下では家畜の体を冷却する	△		
	㉑ 家畜の健康状態を定期的に点検する	○		
	㉒ 泌乳中の家畜は速やかにと畜する ^b		○	
	㉓ 出産した家畜は速やかにと畜する ^c		○	
妊娠家畜と胎子の管理	㉔ 妊娠末期の家畜は輸送もと畜もしない			
	㉕ 胎子は子宮から摘出せず、死亡を待つ			

○規定あり、△関連規定あり。

a 「起立不能な家畜」と記載しており、OIEの「意識のある家畜」より限定的な記述となっている。

b 状況により搾乳する：乳房が膨張している時 (OIE)、12時間以内の間隔で搾乳する (EU)。

c 新生子には適切な哺乳環境を提供する。

*動物の愛護及び管理に関する法律による規定。

ら、子宮から胎子を摘出させることなく、胎子の死亡を待つよう求めている。

EUの規定：EUにおけると畜場に関する家畜福祉の規定は、1974年の「家畜のと畜前のスタンニングに関する理事会指令」に始まる。同指令は、家畜をと畜する際のあらゆる苦痛を回避するために、加盟国に対し適切なスタンニング（気絶処置）の実施を義務づけた。その後、1993年に「家畜のと畜または殺処分における保護に関する理事会指令」が制定され、と畜または殺処分に関する家畜福祉の最低限の基準が定められた。理事会指令はEUの達成すべき目標であって、加盟国はその目標達成のために国内法を整備し、取り組まなければならない[4]。しかし、1993年の理事会指令の実施状況は、加盟国によって大きな違いがあった。そこで、1993年の理事会指令に代わって2009年の「家畜のと畜時の保護に関する理事会規則」が制定された。理事会規則は全ての加盟国に適用されるもので、国内法がなくても加盟国は実施しなければならない。この規則により全ての加盟国は、同一の家畜福祉基準が適用されることになった [4]。

同規則は、食料・羊毛・皮・毛皮・その他製品の生産のために飼育され、保管されている家畜を対象とし、それらのと畜または疾病制御のための殺処分に関し規定している。全5章30条から構成され、と畜場における家畜の具体的な取扱いは、おもに第15条「と畜場における取扱い及び保定作業」に規定されている。EUの規定を表に反映させたが、OIEの規定と重複するものが多い。補足すると、②けがや病気の家畜を速やかにと畜する、に関してはEUでは「家畜の福祉ニーズによりとるべき措置を決める」としている。⑨意識のある家畜を引きずらない、に関してはEUでは「起立不能な家畜を引きずらない」とより具体的に表現している。⑳高温下では家畜の体を冷却する、に関しては「適切な温度下で家畜を保管する」とやや抽象的な表現となっている。

米国の規定：米国におけると畜場に関する家畜福祉の規定は、1958年の「家畜の人道的なと畜方法に関する法律」に始まる。同法は牛・馬・ラバ・羊・豚などの家畜を対象としており、家禽は除外されている。これらの家畜をと畜する場合は人道的な方法によってのみ行うこ

と、適切なスタンニングにより痛みを感じさせないようにすることなどを規定している。同法の理念を実現させるために、1987年の「家畜の人道的なと畜に関する規則」が制定された[5]。同規則は全7節からなり、と畜場における家畜の取扱いは第2節で規定されており、その具体的な取扱いを表に示した。OIEやEUと比べると項目は少なく、①家畜の福祉や健康状態を評価する、③通常よりも速く歩くことを強要しない、⑨意識のある家畜を引きずらない、⑩電気式器具はできる限り使用しない、⑯尖った棒など痛みを与える器具を用いない、⑱常に適切な飲用水を提供する、などの規定がある。⑲一定時間ごとに飼料を給与する、に関してはOIEやEUのように12時間ではなく、24時間を超えて保管する場合は給餌すると規定している。

なお、米国では州の独立性が高く州独自の法律(州法)があり、カリフォルニア州などでは家畜福祉に関する州法を定めている。連邦法と州法は並列の関係にあり、それらの州では先述の連邦法「家畜の人道的なと畜方法に関する法律」に加え、州法により家畜福祉が規定されている[6]。

日本の規定：国内では家畜福祉に関連する法律として、1973年の「動物の愛護及び管理に関する法律(動愛法)」がある。動愛法の目的は、動物愛護を推進するとともに動物による人への危害等を防止し、人と動物の共生する社会を実現することであり、対象には家庭動物・展示動物・産業動物など人の飼養に係る全ての動物が含まれる。第2条「基本原則」には、対象動物に対する虐待の禁止、習性等を考慮した飼養または保管、適切な給餌及び給水などが動物全体に係る一般論として規定されている。また、動愛法に基づき、動物の適正な取り扱いに関する基準(総理府告示)が動物の区分ごとに示されており、家畜については「産業動物の飼養及び保管に関する基準」が定められている。しかし、動愛法及び前述の基準は、産業動物(家畜)に係る一般論としてはと畜場にも及ぶものの、その範囲は限定的である。1953年の「と畜場法」は、と畜場を対象とした法律であるが、目的はと畜場の経営の健全化及び獣畜の処理の適正化にあり、家畜福祉は目的に含まれていない。このように、と畜場における家畜の取扱いに関し、家畜福祉の観点からその全般について体系的に規定する法律は国内にはない。

次に、と畜場に関連する家畜福祉のガイドラインや行政指導について述べる。従前は、と畜場のけい留所に家畜の飲用水設備が必要とする規定はなかった。厚生労働省は1994年に「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」を発出し、と畜場を新設・改築等する際は飲用水設備を設置するよう通知し、初めて飲用水設備の必要性が周知された。しかし、その設置が十分に進まないことから、2017年に「新設及び改築等が行われ

ると畜場の獣畜の飲用水設備の設置について」を発出し、改めて飲用水設備の設置を求めた。しかし、これらの通知(行政指導)の対象は、新築・改築等が行われると畜場であり、その他のと畜場には及ばない。また、と畜場の積み下ろし施設については、畜産技術協会が作成した2021年の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針」に関連規定がある。同指針の第6「輸送のための施設等の構造」には、健康状態を確認するための、怪我や疲労のある家畜を保護するための隔離場所の設置や、家畜に不要なストレスを与えず手早く、円滑に積み下ろしを行うための通路等の整備などを規定している。しかし、これらは出荷関連作業の観点から、と畜場の一部施設について規定したものであり、と畜作業の観点から規定したものではない。

輸出食肉を生産すると畜場については、相手国の家畜福祉規定を含む取扱要綱が農林水産省により定められている。1990年の「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」では、と畜場の認定要件として人道的な牛の取扱い及びと殺が規定されている。日本食肉生産技術開発センターが同要綱を受けて作成した、2021年のマニュアル「牛のと畜・解体技術の改善について」では、家畜福祉に係る牛の取扱いを詳細に規定している。また、2013年の「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」では、家畜福祉に関する基準が定められており、牛及び家きんの取扱いについて詳細に規定している。このように、輸出食肉を取り扱うと畜場には欧米に準じた家畜福祉基準が定められているが、それが適用されるのは国内のと畜場のごく一部に限られている。

日本の課題：前述のとおり、わが国では家畜福祉に関する規定が、法律やガイドラインにより定められているものの、と畜場に関する規定は部分的なものとなっている。また、輸出食肉を取り扱うと畜場は、詳細な家畜福祉規定が適用されるが、それらは全国のと畜場のごく一部である。このように、一般のと畜場に関し、家畜福祉の観点から施設・設備や家畜の取扱方法の全般について、体系的に規定する法律やガイドラインはない。奥野ら[7]は2010、2011年にと畜場における家畜福祉を調査し、飲用水設備の設置状況について牛を処理すると畜場では約50%、豚を処理すると畜場では約14%と報告している。他に熱暑・寒冷対策、起立不能牛の取扱い、追い込み方法、と畜時の苦痛軽減等にも課題があると指摘している。厚生労働省はこの報告を踏まえ、前述の通知「新設及び改築等が行われると畜場の獣畜の飲用水設備の設置について」を発出した。一方、所管と畜場においても、起立不能牛の取扱いなどに家畜福祉上の課題となる事例がみられる。産後起立不能症の牛など歩行不能な家畜は、積み下ろしの際に肢端をチェーンブロックで

吊り上げられ、引きずられて病畜と室に降ろされる。また、分娩間近の家畜が搬入されることがまれにあり、当該家畜の処理中に子宮が切開され、胎子が出てくることがある。これらは欧米では禁止されている行為であるが、国内では規制する規定がない。

OIE は加盟国に対し、家畜福祉に関する国内法を整備すること、そしてその家畜福祉基準を順守することを推奨している [2]。冒頭に述べたとおり、わが国では家畜福祉の向上を目的とした、畜種ごとの飼養管理指針、輸送に関する指針、農場内における殺処分に関する指針はあるが、と畜場に関するものはない。家畜福祉が対象とする範囲は、家畜の誕生から死までと定義されていることから、死を迎える場所であると畜場にも目が向けられるべきである。国内のと畜場における家畜福祉を向上させ、国際的なレベルを維持していくためには、と畜場に関する家畜福祉規定の策定が必要であり、早期の実現が望まれる。

参 考 文 献

- [1] OIE : Who we are (<https://www.oie.int/en/who-we-are/>), (accessed 2022-03-23)
- [2] OIE : Animal Welfare (<https://www.oie.int/en/what-we-do/animal-health-and-welfare/animal-welfare/>), (accessed 2022-03-23)
- [3] 畜産技術協会：アニマルウェルフェア (<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/>), (参照 2022-03-23)
- [4] 平澤明彦：農林水産省平成 25 年度海外農業・貿易事情調査分析事業（欧州）報告書，第Ⅲ部 EU における動物福祉（アニマルウェルフェア）政策の概要，(https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/h25eu-animal.pdf), (参照 2022-03-23)
- [5] NARA : Humane Slaughter of Livestock, (<https://www.ecfr.gov/current/title-9/chapter-III/subchapter-A/part-313>), (accessed 2022-03-23)
- [6] 新村 毅：歴史的背景，動物福祉学，新村毅編，103-128，昭和堂，東京（2022）
- [7] 奥野尚志，鹿島 哲，山澤伸二，斉藤啓吾：と畜場の繋留所における家畜の飲用水設備の設置状況，日獣会誌，66，875-880（2013）